

鳥取県告示第537号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
向谷川（Ⅱ－2－22－24－13）
 - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
 - 2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
八橋14地区（Ⅱ－3646）
 - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）